

議 事 録

1 名 称

平成26年度 第2回 石岡市景観調査委員会

2 開催日時

平成27年3月17日（火） 午前10時～11時

3 開催場所

石岡市役所 総務・防災館 会議室1

4 出席した者の氏名

大澤委員，星野委員，久保田委員，武居委員，原田委員，山本委員

5 欠席した者の氏名

藤井委員

6 議 題

- ・会長の選任について
- ・中町地区における看板建築等の保存に向けた取組みについて
- ・太陽光パネルと景観について

7 議事の概要

議事録のとおり

8 担 当 課

都市建設部都市計画課，建築住宅指導課

9 議 事 録

(1) 開会

- ・市長挨拶
- ・委嘱状交付
- ・委員紹介
- ・出席者数が規定の定足数に達していることを報告（委員7名中6名出席）

(2) 議事

■事務局（仮議長）：

会長が決まるまでの間、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の委員会の議事録署名人を指名させていただきます。山本委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日1つ目の議題は、会長の選任についてでございます。石岡市景観条例施行規則第17条第2項の規定により、会長は委員の互選となっておりますが、選出方法について何かご意見はございますか。

■A委員：

事務局一任

■事務局（仮議長）：

事務局一任との声がありましたよろしいでしょうか。

■各委員：

異議なし。

■事務局（仮議長）：

事務局案をお願いします。

■事務局：

案といたしまして、会長に大澤委員を推薦いたします。

■事務局（仮議長）：

ただいま、大澤委員の推薦がございました。皆様、ご異義はございませんか。

■各委員：

異議なし。

■事務局（仮議長）：

異議なしとのことですので、大澤委員を会長に決定いたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、大澤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

■会長：

よろしくお願ひいたします。

本日、議事が残り2つございますので進めてまいります。

議事の2「中町地区における看板建築等の保存に向けた取り組みについて」の説明を事務局よりお願ひします。

■事務局：

中町地区における看板建築等の保存に向けた取り組みについてご説明させていただきます。

中町通りの位置ですが、図に示してありますように石岡駅から近い位置にありまして、国府三丁目の国道355号線の一部区間となっております。

こちらが通りの風景でございます。

中町地区には、石岡市独自の看板建築等が点在しておりまして、それらの多くは登録文化財にも登録されております。市としては、通りの景観を積極的に保全していくことが必要と考えております。

こちらが登録文化財の分布図でございます。市内全体の登録数が19件ございまして、中町通り沿いですと7件、中町通り周辺を含めると17件となっており、集中していることがご覧いただけます。

こちらの写真は、代表的な看板建築や商屋建築の写真になります。

中町通りの景観上の問題点ということで、3点挙げさせていただきます。1つ目は、単独では良好な建造物が多くありますが、連続性がないため、統一感が欠けていることです。2つ目は、通り沿いの建物が全体的に老朽化している印象となっており、看板建築等の良さが活かされていないことです。3つ目は、通りに派手な企業等の看板があり、通りの景観と調和していないことです。

市としましては、看板建築を基調として、通り全体の景観を統一感あるものに整備していく必要があると考えております。

前回の景観調査委員会でも委員の方々からご意見をいただきましたが、通りの景観を保全していくために建築物に対する助成制度を考えております。助成制度の財源については、一般財団法人都市開発推進機構（民都機構）から資金提供を受けて実施する、住民参加型まちづくりファンド事業を活用したいと考えています。

まちづくりファンドの概要でございますが、民都機構、市、市民の3者で資金を持ち寄り、基金を設立し、その基金をまちづくりに関するハード事業に充てるものでございます。

下の図は、基金設立等の流れを示したものになっております。

基金につきましては、民都機構から全体の3分の1の資金提供をいただいて、残りの3分の2を市と市民で出資するものでございます。例として、6,000万円の基金をつくる場合には、民都機構から2,000万円の提供を受け、市と市民で4,000万円の出資を行います。

民都機構からの資金提供の流れにつきまして、予定となりますが説明させていただきます。

す。平成27年の5月～8月に民都機構への事業申請を行います。11月頃に民都機構の事業プレゼンテーションがありまして、内容を審査していただき、審査を通過しますと、12月頃に資金提供の内示をいただけます。平成28年の1月～2月頃に実際に資金提供をいただきますので、平成27年度中に基金を設立する流れになります。

助成制度の活用についてでございますが、連続性を確保していくためにこちらの3軒の建物の改築等を行うこと等を想定しております。

今後の事業予定でございますが、平成27年度に、中町通りの景観整備の方向性について調査・研究するために、筑波大学との共同研究を実施する予定となっております。また、併せて民都機構への事業申請と景観助成基準の作成を行ってまいります。

平成28年度には、景観助成事業開始ということで、建物の改修に対して助成を行ってまいります。なお、事業開始後は、中町地区の先導的な景観形成地区の指定を検討し、石岡市のよりよい景観づくりに努めてまいりたいと思います。

中町地区に対する景観の取組みについての説明は以上となりますが、本日ご欠席されている藤井委員に事前に資料を送付いたしまして、ご意見を頂戴しておりますので、代読させていただきます。

「中町通りの特徴的な景観である看板建築等の連続性を確保する事業は、実現すれば、貴重な景観資源となると思いますが、一方で、景観整備の大元の目的がどこにあるのかが十分に検討されていないとの印象を受けました。

観光資源としての活用が目的であるならば、修景だけではなく、観光客にそこでどんな楽しみ（食事、見学、体験、買い物など）を提供できるのか、受け入れるためのインフラ（交通手段、駐車場、トイレ、休憩所など）は確保できているのか、他地区との関係をどうするかなど、もう少し大きなフレームで景観形成の意味を検討をする必要があると思います。

地域の愛着形成といった側面を重視するのであれば、修景する建物の歴史的価値の調査や教育、地域での意識形成・啓蒙などの取組みが必要になると思います。

何のために景観整備を行うのかの説明がやや不足しているのではないのでしょうか。」

以上でございます。

■会長：

ありがとうございました。中町地区の看板建築は、日本を代表する建物群ですので、こういった取組みは非常に大事であると思います。

ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

■B委員：

先ほどの藤井委員のご意見と重複する部分もあると思いますが、何のために景観を保存するのかということが抜けているように感じました。例えば、石岡には良い建物があり、伝統があるまちであるということであれば、子供たちに伝えるために学校の教材にしていく方向というのはあると思いますし、石岡に来てもらいたいということであればハードの問題とソフトの問題の両方を見ていかないといけないと思います。いくら建物が良くても、建物だけを見に来るといのはなかなかコアな人だからです。景観整備の目的がはっきりしていないと今後の方向性がぶれてしまいますので、そこを決める必要があると思います。

弁護士会の研修で京都に行って来たのですが、京都では古いまち並みの中にいかにも新しい店なのですが景観に合うように古く造ってあって、その中には外国のブランドのスーツ屋さんやスマートフォンを売っているお店などがありまして、お客さんが非常に来やすい商店街の雰囲気がありましたので、石岡もそういった形を目指すのか、それともただの伝統として保存するのかといった方向性を決めたほうがよろしいのではないかと思います。

もう1つは、私たちのような素人にとっては看板建築といってもよく分からないというのがあります。いつ頃の年代のものであって、どういう様式のものであるのか、どういう特徴があるのかといったことが分からないと、一定の世代の人をターゲットにしてノスタルジーを感じさせたり、そこに行ってみたいと思わせることができないと思います。

また、これから景観を揃えていく時に、新しくお店を改築していこうという人にとってもどのような造りにすればいいのか悩ませてしまうと思います。

さらに、景観を揃えて人にアピールしていく時に、建物だけではなかなか人が集まりませんので、石岡の何かとリンクさせて考えていかないといけないと思います。お金をかけて改築した人にとっても、景観は維持したけれども商売が成り立たないということであれば、やる意味がなくなってしまいますので、ご協力を得るのも難しくなってしまうのではないかと感じました。

■会長：

ありがとうございました。単に景観だけだと場合によっては続かなくなってしまうこともありますので、色々な計画とリンクさせることも大事ですし、そもそもの景観の理念や考え方を整理しておくことも大事なことだと思います。

人口が減って高齢化していく中でこうした地域の財産を次世代へどう伝えていくのか、あるいは交流人口を増やすための1つの手段であるのかといったことを1度整理したほうが良いと思います。

■事務局：

ハード面の景観事業を行っていくに当たって、ソフト面での説明も必要であると考えています。先ほども少しご説明させていただきましたが、平成27年度に大澤先生にご紹介い

ただいた筑波大学の藤川先生のご協力を得る予定です。先生との打合せの中で、中町地区だけではなくて周辺も含めて考えていきたいとの話がありましたので、ソフト面も同時進行で考えていきたいというのが事務局としての考えです。

■会長：

B委員からご意見をいただいたように理念系であるとか、単に景観だけではなく市全体で動くような形であるとか、1度事務局と私とで整理したいと思います。

看板建築だけだと確かに限られますので、八郷であるとか石岡の持っている地域性を生かすであるとか、もう少し広めな話に持っていくということで持続可能な政策となると思います。

また、藤川先生のご紹介の話が出ましたが、先生は県内では常陸太田と真壁の調査を行っています。茨城県を代表するような歴史的建造物調査のプロですので、先生に任せなければきちんとした対応がいただけると思います。

■C委員：

真壁と常陸太田では駐車場や食事をする場所があります。景観づくりをするのであれば、集客して石岡にお金を落とさせていただきたいわけです。

石岡の場合、駐車場や食事をする場所が少ないので、併せて整備していったら良いと思います。

■会長：

おっしゃるとおりだと思います。常陸太田ですと食事の場所も工夫されていますよね。

■C委員：

常陸太田では、NPOをつくって主婦の方たちで週末お店をやっていたりします。

真壁でも旅館をリフォームしてレストランを運営されていたりして、もう1度訪れたいという気持ちになりました。

魅力ある景観とまちづくりをしていくべきだと思います。

■会長：

まちづくり全体として考えることですね。

■C委員：

石岡の駅も新しくなるので、正面から横に広がる通りが整備されれば、もっと魅力あるまちになると思います。

■ A委員：

説明の中で景観の連続性という話がありましたが、どういったことなのか質問したいと思いました。

また、人を呼び込んだときにそこでいかに楽しく過ごせるかが大事だと思います。

個人的には、国府公園を駐車場にしたらいいのではないかと前から言っていますが、特に正面の入口部分が狭くてもったいないので広げてほしいと思います。

また、空き店舗がこれからどんどん増えてくると思いますので、それをうまく借りて食事や休憩をする場所にすればいいと思います。

それから、土浦のカレーライスとか竜ヶ崎のコロッケとかがありますが、石岡でも地元の食材を使った名物の料理やB級グルメがあればいいのかなと思います。

■ 事務局：

先ほど連続性というご質問がございましたが、現在、中町通りには看板建築がポツリポツリと離れた場所にあるような状況となっておりますので、周りの建物を看板建築に調和させていくことで、全体として魅力的な景観が生まれるのではないかと考えています。

また、助成を行うことによって、建物所有者の負担を減らして、建物を長く維持していただくという狙いもございます。

■ A委員：

登録文化財の周りにある建物の表面を景観的に調和させていくということですね。

■ 事務局：

はい。

■ D委員：

伝統的建造物の保存に当たっては、建物所有者や居住されている方のご理解が一番必要なのかなと感じます。

また、こうした建造物に若い人が住むのはなかなか難しいという認識があります。

藤森さんという建築家が看板建築という呼称を生み出しまして、ファサードだけを色々なスタイルで建築していくものと認識しておりますが、看板建築の事例というのはほかにあまりないと私は認識しておりますので、石岡の場合には観光資源にするということであれば、情報を集めながら検討していけばいいのではないかと思います。

話は戻りますが、建物所有者や居住されている方、周辺住民の理解が最大限に必要なと感じます。

■ 会長：

看板建築の希少性については、藤川先生も含めてもう1度確認していただきたいと思えます。

特に所有者の理解を得るといふ部分は非常に大事なのかなと思えます。

■事務局：

皆様からの貴重なご意見をいただきまして、おっしゃるとおりだと思えます。

D委員からありましたように、看板建築については実際にお住まいになっていたり、ご商売をされていたりします。

看板建築は、建物の表の顔だけ看板といわれるものを造っているものになりまして、以前から保存に関して検討はしていましたが、東日本大震災により看板部分がやられてしまったという実情があります。これから中町や周辺について、まちの顔をどうするのか、どのようにまちづくりを進めていくのかを議論しなければならないと感じております。

石岡市の看板建築は昭和のものになりますので、個人的には昭和というのが1つのキーワードになると考えています。

看板建築は今保存していかなければ壊れてしまうという状況にありますので、今回ご提案させていただいた取組みを第1ステップとして、ステップを踏みながらまちづくりを進めなければならないと感じております。

皆様からご意見をいただいたような様々な課題がございますので、1つ1つ整理しながら進めてまいりたいと思えます。

■E委員：

私は、資料の看板建築3軒の建物の目の前で生まれ育って、今でも毎日眺めながら暮らしていますが、今、一番左の十七屋履物店のおばあちゃん具合が悪くて週末だけしか開いていない状況です。

少し前までは感じなかったのですが、今は3軒並んで開いているから建物とともに価値があると再認識するようになりました。

建物を直すだけではなく、中身の部分をうまく活用する必要があると思えますので、そのあたりをつなげていくためには、中心市街地活性化室の空き店舗対策などと連動していく必要があるのかなと思えます。

地元に住んでいて皆の顔も知っている私にすら貸してもらうのが難しいという現状がありますが、前向きに話をして活用していければと感じています。

■会長：

中活の話がありましたが、石岡は中活の認定が茨城県で第1号であって、今でも県内で石岡と土浦の2市しかありませんので、中活の店舗対策といった直接関連する事業とはリンクさせながらやるべきだと思えます。

ほかにご意見がなければ、中町地区の看板建築の議題は以上にさせていただきます。

個人的には、もう少し早くこの事業が始まっていれば良かったのかなと思いました。今から急速力で事業を進めてほしいと思います。

■C委員：

最終的にこうしたいというのを明確にさせていただきたいと思います。まち並みを全て揃えれば、伝建地区にもなり得るかなとも思いました。部類的には商家になるのかなと思いましたが。

■会長：

藤川先生は、そういったことに関してご経験豊富です。伝建については、先ほどから議論にある連続性という点で建築単体に関してだけではなく、都市としてまた、空間をつなぐ場であるとか、生活の場であるとか、そういった生きた部分が重要になるのかなと思います。

■E委員：

登録文化財になっているのは通りで7軒ですけど、看板建築の様式で見るともっとたくさんあるんですね。

■会長：

そういったものも発掘していただいて、ある程度連続性が出てくると可能性が出てくるかもしれないですね。

では続いて、議事の3「太陽光パネルと景観について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

■事務局：

前回の調査委員会において、太陽光パネルと景観について議題に取り上げまして、太陽光パネルは建築基準法上の工作物には当たらないということで、届出の対象になっていないことなどを確認いたしました。今回は、設置に関して市民からの苦情や要望などに対し、市でどのように対応していくか検討した内容をご報告させていただきます。

こちらは、地方公共団体の対応状況を数字で示したものでございます。環境省の資料を元に作成しました。現在、4道県、20市町村が届出等の対応を行っております。対応方法としましては、景観条例・景観計画が10件、環境条例が3件、指導要綱・ガイドライン・基準が14件となっております。なお、複数項目に該当する自治体がありますので対応方法の件数が24件を超えております。

こちらは、住民からの苦情などについて、市の各課からの意見を取りまとめたものです。

生活環境課においては、景観の損失に関する苦情となっており具体的な内容を聞けませんでしたが、やはり景観というよりも生活環境の面での苦情があったようです。農政課においては、農地転用や間伐届出が申請された山間部に太陽光発電施設を設置した場合、降雨時に表面水や土砂の流出が懸念されることや、農業振興地域内の耕作放棄地などにおいて太陽光発電施設の設置に関する相談が多いとの意見がありました。農業委員会では、太陽光発電施設設置に係る農地転用案件に関して、近隣住民から建築業者による住民説明会の開催要望があったようです。都市計画課においては、景観条例で規制できないかとの相談がありました。建築住宅指導課においては、太陽光パネル設置後に増大する雨水の流出に関する苦情、設置時の土の搬入・搬出に関する苦情、設置できないように法律で指導すべきとの相談が寄せられています。

こちらは、太陽光発電施設の現状についてまとめたものになります。5点ございます。第1に、太陽光発電施設については、国や県が推進する事業であること。第2に、建築基準法等による規制が行われていないこと。第3に、市に寄せられた苦情の多くが、周辺環境の悪化に関するものであり、一概に景観上の問題として捉えることができないこと。届出させることにより、設置者の手間や負担を求めることになるが、それに対する効果が希薄であり、また、設置自体を規制することができないこと。第5に、茨城県内で届出等をさせている自治体がなく、関東圏内でも鎌倉市のみとなっていることとなっております。

市の対応についてでございますが、以上の状況を踏まえまして、現状では、太陽光発電施設の設置に関して景観上の届出等を行わせることは適切ではないと考えております。しかしながら、市民の方々から寄せられた苦情や住民と設置業者とのトラブル等の状況がございますので、市としましては、ホームページや広報紙において設置の際のトラブル防止を呼びかけるような形で対応してまいります。

最後に、こちらの議題につきましてもご欠席の藤井委員からご意見を頂戴しておりますので代読させていただきます。

「石岡市にとって筑波山の眺望は重要な資源です。全地域ではなくとも、重要な眺望点や景観スポットについて太陽光パネル設置で景観が損なわれるケースがないか検討しなくてもよいのでしょうか。

現在寄せられている苦情が環境に関わるものが多いことと景観への影響の有無はそもそも観点が異なっており、苦情の整理から届出不要と結論づけるのは説得力が弱いように思います。

また、太陽光パネル以外に風力発電の風車の設置についても景観の観点から検討をしておいてもよいのではないかと思います。」

以上でございます。

■会長：

事務局からの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

■C委員：

国で規制していないからといって市でもできないのではなくて、石岡に合った条例を作ったらいと思います。地方公共団体の対応状況の資料を見てますと、鎌倉市では届出をさせてますし、いいものというのは市で率先してやっていって、法律というのは覆せると思うんですよ。もっと強めにやっていってもいいかなと思います。

あと、他市で太陽光パネルがあったので写真を撮ってきたのですが、こういうものが里山とかに設置されると非常に景観が壊れるのかなと思います。これも届出はいらぬそうです。ですから、市なりの条例を作ってもいいのではないかと思います。

■B委員：

意見としては分かります。例えば、先ほど連続性という話がありましたが、石岡でご飯を食べて少しお酒を飲んで、それから八郷のほうに行ったときに太陽光パネルが並んでいと興ざめするというのは現実的にあると思います。

ただ、資料1の地方公共団体の対応状況を見ると、ほとんどが届出や事前協議という形になっています。建築基準法で規制していないものを条例で全く規制してしまうということになると、法律よりも条例が上になってしまう形になるので、条例としては非常に作りにくいという現実があります。国の規制よりも重い規制を市町村がやっていいかということがあります。

また、太陽光パネルの設置目的は売電ということになるかと思いますが、設置者が自分の土地を利用して利益を得るということになりますので、基本的に誰にも迷惑をかけていないということになります。他方、ほかの人に迷惑があるかということと景観の悪影響があるのではないかと、土砂が流れるのではないかとといったものになりますので、非常に具体的な影響が小さいものになります。一方でお金儲けしていて、一方で実際に体の影響が出ているのであれば規制はできますが、実際の影響がないということであれば規制がしにくいということになります。

石岡の景観や伝統を重視するのであれば、クリーンエネルギーについて、都市部でやってもらってそういったところでは引いてもらうという方向性はあるかも知れませんが、条例を作るというのは難しいと思います。

■C委員：

先日、以前の取手市長さんのお話を聞いたら、市街化調整区域にやってはいけないことをやったというんです。その後にそれを新聞社が取り上げてくれて、その1年後にまた取り上げてくれて、国がその法律を作ったということがあったと聞いたんですよ。

■ B委員：

調整区域には別の規制があるので出来るのだと思います。安易に許可を出さないという部分があるのだと思います。

あと、筑波山の国定公園内に太陽光パネル設置の計画があるとの話を聞いたのですが、自然公園法に触れるのではないかと感じました。

太陽光パネルに関してやや過熱気味という部分があると思いますので、実際にクリーンエネルギーを売ってお金を儲けている人の利益と目に見えない市民の不利益の部分は考えていく必要はあると思います。

何らかの問題があるのであれば、うちの問題ではないですよと投げるのではなくて、石岡の経済的な問題とかを含めて問題として取り上げていく必要があるのではないかと思います。

■ A委員：

先ほど国定公園の話が出ましたが、八郷は国定公園がたくさんあって、様々な規制がかかっているはずだったと思います。

■ B委員：

確か自然公園法の規制があって、建築基準法の建築物でなくても設置ができないはずだったと思います。

■ D委員：

確か届出を義務付けているはずだったと思います。

■ 事務局：

一時、国定公園の中に太陽光パネル設置という噂のようなものがありましたが、ある程度規制が厳しく、おそらく通らないであろうということで計画が断念されたという話は聞いています。

■ D委員：

太陽光を設置しても東電の送電関係が成立していないとできないことなので、東電のほうでも規制をしているのではないのでしょうか。

■ A委員：

私は、農業委員をしまして、農地転用の届出が非常に多くあり、日本で自給率を高めようとしているのに耕作放棄地が太陽光になってしまうことに関して考えてしまいます。

地主が高齢で農業をできなくなって、後を継ぐ人がいないという状況があり、耕作放棄地になっていくという問題があるから、土地を荒らすならパネルを設置しようとする考えです。

これから県で農地集積化事業というのを進めていきます。そういうものをうまく活用して、農地を大きくやる人たちにうまく貸して集積化して、耕作放棄地にならないようにさせることができればいいのかなと思います。

■会長：

ほかにございますか。

先ほどのC委員がお持ちになった太陽光パネルの写真は、建築基準法の建築確認は必要ないのですか。

■C委員：

建築確認申請は必要ないとのことでした。茨城町のものでした。

■事務局：

前回の委員会の際に資料でお配りしましたが、太陽光パネルは建築基準法の適用を除外することになっているため、申請不要となっております。

■B委員：

一方でクリーンなエネルギーがあって、一方で何らかの不安感があるような問題なので、太陽光パネルを自由に設置することに関して、市民の方にアンケートやパブリックコメント等で意見を頂く機会があってもいいのではないかと思います。

■事務局：

他の自治体で景観条例、景観計画等で届出をさせているところがありますが、設置側としては届出をして認められたということになれば、お墨付きを得たということになりますので、かえって逆効果になるということも実態として聞きます。

届出の内容を聞きますと、周りに緑地を設けて、周りから目立たないようにするという条件くらいと聞いていますし、行政から認められたということで大威張りでできるととらえる業者もいると聞いておりますので、兼ね合いが難しい部分であると思っております。

■会長：

確かに景観とは関係ない部分もあり、事務局の提案も分かりますが、関係ないからやりませんという若干誠意が足りないのかなと感じます。

条例までいかななくても、何かできないのですか。

■事務局：

以前、設置業者さんを訪問したり、来ていただいたりして周囲の住民からこういうお話があるので、説明会や何か対応ができないですかという話はさせていただいたことがあります。そういう中で難しくてやめたという業者さんもおられます。

行政としては、周りの情報等を入れながら話していく必要はあるのかなと感じております。

■C委員：

パネルをやるときに色彩の規制はできるのではないかと思うんですね。

■会長：

全てのエリアではなくて、筑波山から見えるところですか重点的に限定するという考えもあると思います。

■A委員：

目立たないように垣根とか周囲の緑化とかはできると思いますが、それ以上は難しいのではないかと思います。

■B委員：

恋瀬橋から筑波山を見たときに太陽光パネルが並んでいたら絶対にもったいない気はするんですけどね。

■C委員：

東電から市に設置の情報は来ないんですか。

■事務局：

市に情報は来ていない状況です。

■C委員：

資料1をみるといくつかの自治体では抑止地域を設けているところがありますよね。

■事務局：

内容的には届出行為になります。また、あくまでも相手方の努力義務を求めるものとなっています。調べた限り完全に規制している例はありません。

■ B委員：

届出の際に行政がガイドライン等により指導するものですよね。

■ C委員：

国道6号線を走っていて、石岡を出て恋瀬川の左側に太陽光パネルが設置されています。左側だからいいのですが、これが右側だったら筑波山にかかってしまいますよね。

■ A委員：

苦情も出てますしね。

■ D委員：

市報やホームページに苦情があったことは掲載してほしいと思います。

■ 会長：

分かりました。

パワーポイントの資料の最後にありますように、短期的には市報やホームページに掲載していただいて、中長期的には時間かけて継続的に対応を考えていくということでしょうか。

市で情報を集めていただいて、全域でなくても規制のゾーニングに関しても考えていただきたいと思います。

以上をもちまして議事を終了し、進行を司会に戻したいと思います。

(3) 閉会